

# = 奥州市随意契約ガイドライン =

## 1 制定の趣旨

このガイドラインは、随意契約による場合の事務を適正かつ円滑に進めるため、随意契約に係る事例等を示したものである。

## 2 対象となる契約

本ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とする。

※ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける機関については、適用法令等を適宜読替えること。

## 3 随意契約の基本的な考え方

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくすみ、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはそのすべてを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえで選定することができるから、その運用さえ適切なものであればよくその長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正な取引の実を失し、いわゆる官商結託ないし癒着の弊を生じやすい。（第一法規出版株式会社「地方公共団体契約実務ハンドブック」より抜粋）

- ◆ 本ガイドラインに示すものに該当すれば、直ちに随意契約すべきものではなく、また、随意契約できるものは、本ガイドラインに示すものに限定されるものでもないこと。
- ◆ 随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分に認識し、随意契約を行おうとするときは、契約ごとに特殊性、合理性、緊急性等を客観的及び総合的に判断し、法令等の根拠を明確にしたうえで決定すること。
- ◆ 特命随意契約とする場合、その者しか契約の相手方になり得ない理由を具体的に明らかにし、単に実績がある、業務に精通している等の理由のみの随意契約はしないこと。
- ◆ 複数年継続して同一業者と特命随意契約している場合、社会状況の変化、新規業者の参入等で競争性が生じていないか確認すること。

#### 4 随意契約ができる場合

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

奥州市財務規則（平成18年奥州市規則第57号）では、随意契約できる金額を次のように規定している。

- 1 工事又は製造の請負 130万円を超えないもの
- 2 財産の買入れ 80万円を超えないもの
- 3 物件の借入れ 40万円を超えないもの
- 4 財産の売払い 30万円を超えないもの
- 5 物件の貸付け 30万円を超えないもの
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円を超えないもの

※ 単価契約及び長期継続契約の場合は、契約期間中の見込総額により判断すること。

※ 入札に付すべき案件を合理的な理由もなく、随意契約が可能な金額に収まるよう故意に分割するような行為は、厳にこれを慎むこと。

(2) 施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ア 特殊な技術、機器、設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。

イ 前工事に引き続き施工される工事等で、複数の業者がかかわることにより責任の所在があいまいになり、契約の目的を阻害するおそれのあるとき。

ウ 前業務に引き続き実施する業務で、業務の継続性及び一貫した履行が必要とされるとき。

エ 特殊な技術等を必要とする業務を委託するとき。

オ 特殊の性質を有するため又は特別の目的があるため、特定の者でなければ納入することができないものを購入するとき。

カ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。

キ 土地、建物その他の物件を特別の縁故がある者に売払い又は貸し付けるとき。

ク 不動産の買入れ等契約の目的物が特定の者でなければ納入できないとき。

ケ コンペ、プロポーザル方式等価格以外の要素によって契約の相手方を予め特定して

- いるとき。
- コ 切手、印紙等額面価格が定められているものを購入するとき。
  - サ 国又は地方公共団体、公法人、公益法人等と契約を締結するとき。
  - シ 弁護士等と締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地がないとき。
  - ス 外国で契約を締結するとき。
  - セ 市の行為そのものを秘密にする必要があるとき。
  - ソ 市の政策目的を達成するため、公共的団体を契約の相手方とするとき。

※ 公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和24. 1. 13 昭和34. 12. 16)

(3) 施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

災害時等において競争入札の方法による手続きをとることにより、その時機を失い、あるいは契約の目的を達することができなくなり、市民生活に支障を来す、市民の生命、身体、財産等に大きな影響を及ぼす、又は経済的に甚だしく不利益を被るおそれがあるとき。

- ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ 災害の未然防止のための応急工事

※ 単なる事務の遅れにより競争入札に付するために必要な時間を確保できない場合は、適用できない。

(4) 施行令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

- ア 早急に契約をしなければ、その時機を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
- イ 価格の暴騰又は暴落により、市にとって不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

(5) 施行令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

ア 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。

イ 特定の業者が、契約の目的物である物品を多量に所有しているとき。

ウ 再リース契約

※ 「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できるときと解され、個々に契約担当者が判断することになる。（ぎょうせい「地方財務実務提要」より抜粋）

(6) 施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

ア 入札公告又は指名通知を行ったが、入札参加者がいないとき。

イ 再度入札を実施したが、落札者がいないとき。

※ このような場合に必ず随意契約によらなければならないとするものではなく、設計変更や指名業者の見直しなどを行い、可能な限り日時を改めて競争入札に付すること。

※ 随意契約とする場合は、契約保証金及び履行期限を除き、当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は、変更することができない。

※ 本市においては、原則、不落随契は行わないこととしているが、改めて競争入札に付することが無理で真にやむを得ない場合に限り、事前に財政課契約係に協議し、市長の決裁を得たうえで特例措置として対応することとする。

(7) 施行令第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の結果、落札した者があつたにもかかわらず、何らかの理由により、その落札者が契約を締結しないとき。

※ このような場合に必ず随意契約によらなければならないとするものではなく、可能な限り日時を改めて競争入札に付すること。

※ 随意契約とする場合は、落札金額の制限内で行わなければならない。また、履行期限を除き、当初競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件は、変更することができない。